

専用サービス契約約款

令和4年9月1日

エルシーブイ株式会社

目次

第 1 章 総則	
第 1 条 約款の適用	
第 2 条 約款の変更	
第 3 条 用語の定義	
第 2 章 専用サービスの種類	
第 4 条 専用サービスの種類	
第 5 条 専用サービスの提供区域	
第 3 章 契約	
第 1 節 一般専用サービスに係る契約	
第 6 条 一般専用サービスの品目	
第 7 条 契約の単位	
第 8 条 共同専用契約	
第 9 条 専用回線の終端	
第 10 条 専用申込の方法	
第 11 条 専用申込の承諾	
第 12 条 専用契約者数の変更	
第 13 条 品目の変更	
第 14 条 専用回線の移転	
第 15 条 専用回線の利用の一時中断	
第 16 条 専用契約に基づく権利の譲渡の禁止	
第 17 条 当社が行う専用契約の解除	
第 18 条 専用契約者が行う専用契約の解除	
第 2 節 イーサネット専用サービス	
第 19 条 イーサネット専用サービスの品目	
第 20 条 その他の提供条件	
第 3 節 光ファイバ専用サービスに係る契約	
第 21 条 光ファイバ専用サービス	
第 22 条 光ファイバ専用サービスの品目	
第 23 条 その他の提供条件	
第 4 節 検針サービスに係る契約	
第 24 条 検針サービス	
第 25 条 契約の種別	
第 26 条 専用申込の方法	
第 27 条 専用申込の承諾	
第 28 条 その他の提供条件	
第 4 章 端末設備の提供等	
第 29 条 端末設備の提供	
第 30 条 端末設備の移転	
第 31 条 端末設備の利用の一時中断	
第 5 章 回線相互接続	
第 32 条 当社の電気通信回線との接続	
第 33 条 他社接続回線の相互接続	
第 6 章 利用中止等	
第 34 条 利用中止	
第 35 条 利用停止	
第 7 章 専用回線の利用の制限	
第 36 条 専用回線の利用の制限	
第 8 章 料金等	
第 1 節 料金及び工事に関する費用	

第37条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第38条 料金の支払義務

第39条 工事費の支払義務

第40条 線路設置費の支払義務

第41条 設備費の支払義務

第42条 最低利用期間

第3節 料金の計算及び支払い

第43条 料金の計算方法等

第44条 料金等支払いの連帯責任

第4節 割増金及び遅延損害金

第45条 割増金

第46条 遅延損害金

第9章 保守

第47条 専用契約者の維持責任

第48条 専用契約者の切分責任

第49条 修理または復旧の順位

第10章 損害賠償等

第50条 責任の制限

第51条 免責

第11章 雑則

第52条 承諾の限界

第53条 利用に係る専用契約者の義務

第54条 他人に使用させる場合の専用契約者の義務

第55条 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供

第56条 専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧

第57条 法令に規定する事項

別表

料金表

通則

第1表 料金

第1 一般専用サービスに関する料金

1 適用

2 料金額

(1) 回線専用料

(2) 加算額

第2 イーサネット専用サービスに関する料金

1 適用

2 料金額

(1) 回線専用料

(2) 加算額

第3 光ファイバ専用サービスに関する料金

1 適用

2 料金額

(1) 回線専用料

(2) 加算額

第4 検針サービスに関する料金

1 適用

2 料金額

(1) 回線専用料

(2) 加算額

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

2 工事費の額

第2 線路設置費

1 適用

2 線路設置費の額

第3 設備費

1 適用

2 設備費の額

別記

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第20条第1項の規定に基づき、この専用サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより専用サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 専用サービス	契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する電気通信回線または光ファイバ心線を使用して、符号、光信号の伝送を行う電気通信サービス
4 専用サービス取扱所	専用サービスに関する業務を行う当社の事務所
5 専用契約	当社から専用サービスの提供を受けるための契約
6 専用申込	専用契約の申込み
7 専用申込者	専用申込をした者
8 専用契約者	当社と専用契約を締結している者
9 専用回線	専用契約に基づいて設置される電気通信回線または光ファイバ心線
10 端末設備	専用回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
11 自営端末設備	専用契約者が設置する端末設備
12 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備であって、端末設備以外のもの
13 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び専用回線端末等の接続の技術的条件
14 専用取扱局	電気通信設備を設置し、それにより専用サービスを提供する当社の事業所
15 収容区域	1の専用取扱局に専用回線を収容する区域で当社が別に定めるもの
16 加入区域	1の専用取扱局の収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないで専用サービスを提供する区域で当社が別に定めるもの
17 区域外	1の専用取扱局の収容区域のうち加入区域外のもの
18 端末送信装置	回線終端装置のうち、メータ値の読み取り機能を備えているもの
19 メータセンサ等	計量器で計量した数値を電気信号に変換するための自営端末設備または自営電気通信設備
20 検針対象者	メータセンサ等を設置する世帯の代表者

第2章 専用サービスの種類

(専用サービスの種類)

第4条 当社が提供する専用サービスには、次の種類があります。

- (1) 一般専用サービス
- (2) イーサネット専用サービス
- (3) 光ファイバ専用サービス
- (4) 検針サービス

(専用サービスの提供区域)

第5条 当社の専用サービスは、別記に定める業務区域において提供します。

第3章 契約

第1節 一般専用サービスに係る契約

(一般専用サービスの品目)

第6条 一般専用サービスには、料金表に規定する品目があります。

(契約の単位)

第7条 当社は、専用回線1回線ごとに1の専用契約を締結します。

(共同専用契約)

第8条 当社は、1の専用契約について専用契約者が2人以上になる専用契約（以下「共同専用契約」といいます。）を締結します。

(専用回線の終端)

第9条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物または工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて堅固に施設できる地点に保安器、配線盤または回線終端装置等を設置し、これを専用回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

(専用申込の方法)

第10条 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 専用サービスの種類及び品目
- (2) 回線数
- (3) 専用回線の終端の設置場所
- (4) 通信方式の種類
- (5) その他専用申込の内容を特定するための事項

(専用申込の承諾)

第11条 当社は、専用申込があつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。ただし、第36条(専用回線の利用の制限)により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第49条(修理または復旧の順位)の表に掲げる順位に従つて、承諾することがあります。

2 当社は、前項の規程にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込のあつた専用回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 専用申込者が専用サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) その他専用サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障があるとき。

(専用契約者数の変更)

第12条 専用契約者は、専用契約者の数の変更を請求することができます。この場合、新たに専用契約者となる者または利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱書に提出していただきます。

2 当社は、前項の申込みがあつたときは、第11条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(品目の変更)

第13条 専用契約者は、専用サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があつたときは、第11条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の移転)

第14条 専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があつたときは、第11条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の利用の一時中断)

第15条 当社は、専用契約者から請求があつたときは、専用回線の利用の一時中断(その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 前項の期間は最長1年とします。この期間を経過しても、契約者が新たに一時中断の請求や再開の請求を行わない場合には、当社は、その契約を何らかの催告も要せず解除する場合があります。

(専用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第16条 専用契約者が専用契約に基づいて専用サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(当社が行う専用契約の解除)

第17条 当社は、第35条(利用停止)の規定により利用停止された専用回線について、専用契約者がなおその事実を解消しない場合、その専用回線に係る専用約款を解除することがあります。

2 当社は、専用契約者が第35条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線の利用停止をしないでその専用回線に係る専用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、専用契約者にそのことを通知します。

4 当社は、専用契約を解除しようとする専用回線が第36条(専用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、前3項の規定にかかわらず、その専用回線に係る専用契約の解除について、あらかじめ、その専用契約者と協議します。ただし、その専用回線に係る専用契約の解除が第35条第1項第1号の規定によるものであるときは、この限りではありません。

(専用契約者が行う専用契約の解除)

第18条 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

第2節 イーサネット専用サービスに係る契約

(イーサネット専用サービスの品目)

第19条 イーサネット専用サービスには、料金表に規定する品目があります。

(その他の提供条件)

第20条 イーサネット専用サービスに係る契約に関するその他の取扱いについては、第6条（一般専用サービスの品目）、の規定を除いて、一般専用サービスに係る契約の場合に準ずるものとします。

第3節 光ファイバ専用サービスに係る契約

(光ファイバ専用サービス)

第21条 当社が設置する光ファイバケーブルを独占的に利用する専用サービスは、光ファイバ専用サービスとします。

(光ファイバ専用サービスの品目の変更)

第22条 契約者は、光ファイバ専用サービスの品目の変更の請求をすることができません。

(その他の提供条件)

第23条 光ファイバ専用サービスに係る契約に関するその他の取扱いについては、第6条（一般専用サービスの品目）、第13条（品目の変更）の規定を除いて、一般専用サービスに係る契約の場合に準ずるものとします。

第4節 検針サービスに係る契約

(検針サービス)

第24条 伝送速度が1,200bit/sの符号伝送により、検針（公共料金のうち、水道、電気及びガス等の使用量をメータにより計測することが可能なものをいいます。以下同じとします。）のみに使用することが可能な専用サービスは、検針サービスとします。

2 検針サービスは、第1項に掲げる用途のみに利用できるものとします。

(契約の種別)

第25条 検針サービスに係る契約は専用契約のみとします。

(専用申込の方法)

第26条 専用申込をするときは、第10条（専用申込の方法）の規定により提出する申込書に、その専用回線について専用契約者がこれを利用して検針サービスの提供を受けることについての検針対象者の承諾書を添付していただきます。

(専用申込の承諾)

第27条 当社は、専用申込みのあったときは、自動検針のための申込みで、その専用回線が1の収容区域内に終始するものであるときに限り、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 検針サービスの提供をするために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
- (2) 検針対象者の承諾が得られないとき。
- (3) 申込みのあった専用回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 専用申込者が専用サービスに関する料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (5) その他専用サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障があるとき。

(その他の提供条件)

第28条 当社は、検針サービスに係る専用回線の終端の設置場所に、当社の回線終端装置を設置する場合があります。

2 検針サービスに係る契約に関するその他の取扱いについては、第6条（一般専用サービスの品目）、第11条（専用申込の承諾）、第13条（品目の変更）、第17条（当社が行う専用契約の解除）第4項の規定を除いて、一般専用サービスに係る契約の場合に準ずるものとします。

第4章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第29条 当社は、専用契約者から請求があった場合は、その専用回線について、料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第30条 当社は専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第31条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第5章 回線相互接続

(当社の電気通信回線との接続)

第32条 専用契約者は、その専用回線の終端において、またはその終端（検針サービスについては、専用契約者側の終端に限ります。）されている電気通信設備を介して、専用回線相互または専用回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との相互接続を請求することができます。この場合、その相互接続に係る電気通信回線の名称、その相互接続を行う場所、その相互接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面を専用サービス取扱書に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するものでないことを条件として、その請求を承諾します。

(他社回線との接続)

第33条 専用契約者は、その専用回線の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線と当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面を専用サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第34条 当社は、次の場合には、専用回線の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき。
- (2) 第36条（専用回線の利用の制限）の規定により、専用回線の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により専用回線の利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを専用契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第35条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間（その専用回線の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線の料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その専用回線の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 専用回線等の利用用途に関する規定があるときは、その用途以外にその専用回線を利用したとき。
- (3) 第53条（利用に係る専用契約者の義務）または第54条（他人に使用させる場合の専用契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに、専用回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 専用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を専用回線等から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定により、専用回線の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を専用契約者に通知します。ただし、その利用停止が第1項第1号の規定によるものであるときは、この限りではありません。

3 当社は、利用停止をしようとする専用回線が第36条（専用回線の利用の制限）の表に挙げる機関に係るものであるときは、前2項の規定にかかわらず、その専用回線の利用停止について、あらかじめ、その専用契約者と協議します。ただし、その利用停止が第1項第1号の規定によるものであるときは、この限りではありません。

第7章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第36条 当社は、専用サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関 (海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う機関
国または地方公共団体の機関

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第37条 当社が提供する専用サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供する専用サービスの工事に関する費用は、料金表に規定する工事費及び設備費とします。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第38条 専用契約者は、その専用契約に基づいて当社が専用回線の提供を開始した日から起算して専用契約の解除があった日の前日までの期間（専用回線の提供を開始した日と専用契約の解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表に規定する料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、専用回線の利用の一時中断等により専用回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、専用契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

ア 専用回線の利用の一時中断をしたとき。

イ 専用回線の利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定する場合を除いて、専用回線を利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 間	支払いを要しない料金
1 専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線を全く利用できない状態（その専用回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、12時間（その専用回線がイーサネット専用サービスであるときは1時間、光ファイバ専用サービスであるときは24時間）以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（12時間（その専用回線等がイーサネット専用サービスであるときは1時間、光ファイバ専用サービスであるときは24時間）の倍数である部分に限ります。）に対応するその専用回線（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金。
2 専用回線の移転に伴って、専用回線を利用できなくなった期間が生じたとき（専用契約者の都合により、専用回線を利用しなかった場合であって、その専用契約を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその専用回線（その専用回線の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金。

3 当社は、検針サービスについて、前2項第2号の場合が生じたときは端数処理の規定に準じて、月額で定められている料金を暦月により日割して算出します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返します。

(工事費の支払義務)

第39条 専用契約者は、専用申込または工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、工事費を支払っていただきます。この場合において、支払いを要する工事費は、当社が別に定める工事費の額に消費税相当額を加算した額とします。

2 専用契約者は、工事の着手後完了前に解除があったときは、前項の規定にかかわらず解除等があったときまでに着手した工事の部分について、別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第40条 専用契約者は次の場合には、料金表に規定する線路設置費を支払っていただきます。ただし、専用回線の設置工事等の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返します。

(1) 専用回線の終端が区域外となる専用申込をし、その承諾を受けたとき。

(2) 専用回線の終端が区域外にある専用回線について、専用サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

(3) 移転後の専用回線の終端が区域外となる専用回線の移転（移転後の専用回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

2 専用契約者は工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事（区域外における専用回線の新設の工事に限ります。）の部分について、当社が別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第41条 専用契約者は、現在設置されている通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要する専用申込（専用サービスの品目の変更または専用回線の移転の請求を含みます。）をし、その承諾を受けたときには、料金表第2表第3に規定する設備費を支払っていただきます。ただし、専用回線の設置工事費の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返します。

2 専用契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事（前項に掲げる特別な電気通信設備の新設の工事に限ります。）の部分について、当社が別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(最低利用期間)

第42条 当社が提供する専用サービスについては、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は当社が定める期日までに、残余の期間に対応する料金（回線専用料に限ります。以下この条において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 専用契約者は、第1項の最低利用期間内に専用サービスの品目または専用回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。
- 5 前項の場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設または専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の回線専用料を合算して行います。

第3節 料金の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第44条 共同専用契約を締結している各専用契約者は、その専用契約者が支払うべき料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第45条 専用契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(遅延損害金)

第46条 専用契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

(専用契約者の維持責任)

第47条 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(専用契約者の切分責任)

第48条 専用契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備（当社が定めるところにより、当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が専用回線に接続されている場合であって、専用回線を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、専用契約者から要請があったときは、当社の定める方法により試験を行い、その結果を専用契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により専用回線に故障がないと判断した場合において、専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理または復旧の順位)

第49条 当社は、専用回線が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第36条（専用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線を修理し、または復旧します。この場合において第1順位及び第2順位の専用回線は、同条の規定により当社がそれらの期間との協議により定められたものに限りま。

順位	修理または復旧する専用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第10章 損害賠償等

(責任の制限)

第50条 当社は、検針サービス除く専用サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により提供をしなかったときは、その専用回線が全く利用できない状態（その専用回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、12時間以上（その専用回線等がイーサネット専用サービスの場合は1時間以上、光ファイバ専用サービスの場合は24時間以上）その状態が連続したときに限り当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、専用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後もその状態が連続した時間（12時間（その専用回線等がイーサネット専用サービスの場合には1時間、光ファイバ専用サービスの場合は24時間）の倍数である部分）に限りま。以下この条において同じとします。）に対応する当該専用回線に係る料金額（その専用回線の一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により専用サービスの提供をしなかったときは、第2項の規定は適用しません。

(免責)

第51条 当社は、専用回線の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社が専用回線端末等の接続の技術的条件の規定を変更したため、現に専用回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更をしなければならなくなったときは、当社は、その変更した規定に係る自営端末設備または自営電気通信設備の機能の改造または変更に要する費用以外の費用については、負担しません。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第52条 当社は、専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした専用契約者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る専用契約者の義務)

第53条 専用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) その専用回線を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその専用回線に線条その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 当社が、業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、専用回線に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) その専用回線を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 専用契約者は、前項の規定に違反してその専用回線を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の専用契約者の義務)

第54条 専用契約者は、その専用回線を専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 専用契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線を使用する者の使用によるものについても、当社に対して責任を負っていただきます。
- (2) 専用契約者は、その専用回線に関する料金または工事に関する費用のうち、その専用回線を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
- (3) 専用契約者は、当社が定める事項について、その専用回線等に接続する端末設備または自営電気通信設備のうち、その専用回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等)

第55条 専用契約者から専用回線等の設置場所の提供等について、当社が別記に定めるところによります。

(専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第56条 専用サービスにおける基本的な技術事項は、別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定する専用サービスの取扱所において、専用サービスを利用するうえで参考となる技術事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第57条 専用サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

別表 基本的な技術的事項

(1) 一般専用サービス

品 目	物 理 的 条 件
アナログ伝送サービス	物理的条件についてはその都度定めさせていただきます。
デジタル伝送サービス	Vシリーズ25ピンコネクタ (IS2110に準拠)

・専用契約者の要望その他の事由により、この表以外の条件による。

(2) イーサネット専用サービス

品 目	物 理 的 条 件	
10Mb/sのもの	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
100Mb/sのもの	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
1Gb/sのもの	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

(3) 光ファイバ専用サービス

光ファイバケーブルの仕様

項 目	仕 様
ファイバ種別	SM型
モードフィールド径 ($\lambda=1310\text{nm}$)	$8.6 \pm 0.4 \mu\text{m}$
クラッド径	$125 \pm 0.5 \mu\text{m}$
クラッド非円率	0.5%以下
カットオフ波長	1260nm 以下
伝送損失	0.5dB/km 以下 (1310nm)
接続コネクタ種別	SC コネクタ (F04型単心光ファイバコネクタ JIS C5973)
接続コネクタ端面研磨種別	SPC

(4) 検針サービス

電 気 的 条 件	物 理 的 条 件
専用回線端末等の接続の技術的条件によります。	物理的条件についてはその都度定めさせていただきます。

通則

(料金表の適用)

- 1 専用サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この専用サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、事業法施行規則第19条の2に基づき当社が別に定めるところによります。

(料金等の変更)

- 2 当社は、専用サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(料金の計算方法)

- 3 当社は、専用契約者がその専用契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に専用回線の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に専用契約の解除があったとき。
 - (3) 暦月の初日以外の日に専用サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加または減少したとき（この場合、増加または減少のあった日から適用します。）
 - (4) 約款第38条（料金の支払い義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 暦月の初日に専用回線の提供の開始を行い、その日にその専用契約の解除があったとき。
- 5 4の規定による月額料金の日割は、暦月数により行います。

(料金等の支払い)

- 6 専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、専用サービス取扱所等当社の機関または金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の前払いに伴う料金の減額)

- 8 専用契約者は、専用サービスに関する料金について、当該月分を含む6ヶ月分または1年分の料金を一時に支払うことができます。ただし、当該月分の料金が日割によるものであるとき及び当該月分の料金が支払期日までに支払われないとき、並びに検針サービスについてはこの限りではありません。
- 9 専用契約者が、8の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の割引率で減額します。

区 別	割引率
6ヶ月分の料金を一時払いにより支払う場合	1.5%
1年分の料金を一時払いにより支払う場合	3.0%

- 10 一時払いにより料金が支払われた専用回線について、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、9の規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区 分	料金の取扱い	
専用サービスの品目の変更、専用回線の移設、または専用サービスの料金の改定等があったとき。	月額で定められている料金の額が増加したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがされなかったものとみなして算定しその額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	月額で定められている料金の額が減少したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがされなかったものとみなして算定しその額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返します。
専用契約者が現に利用している専用サービスに係る専用契約を解除すると同時に、新たに専用契約を締結してその場所で専用サービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受ける専用サービスの料金の額が、解除する専用サービスの料金の額より多いとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から専用契約の解除のあった日の前日までの解除された専用サービスの料金及び専用契約の解除のあった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	新たに提供を受ける専用サービスの料金の額が、解除する専用サービスの料金の額より少ないとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から専用契約の解除のあった日の前日までの解除された専用サービスの料金及び専用契約の解除のあった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返します。
専用契約の解除があったとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から専用契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けた料金額との差額をお返します。	

(端数処理)

- 11 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(前受金)

- 12 当社は、料金または、工事に関する費用について、専用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 13 約款第38条(料金の支払義務)から第41条(設備費の支払義務)までの規定等により料金表に定める料金または工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、または発生するおそれのあるときには、料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

第1表 料金

第1 一般専用サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容															
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アナログ 伝送サービス</td> <td>3.4kHz (自由利用)</td> <td>通常0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">デジタル 伝送サービス</td> <td>1,200b/s</td> <td>1,200bit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2,400b/s</td> <td>2,400bit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4,800b/s</td> <td>4,800bit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>9,600b/s</td> <td>9,600bit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	品目	内 容	アナログ 伝送サービス	3.4kHz (自由利用)	通常0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なもの	デジタル 伝送サービス	1,200b/s	1,200bit/s の符号伝送が可能なもの	2,400b/s	2,400bit/s の符号伝送が可能なもの	4,800b/s	4,800bit/s の符号伝送が可能なもの	9,600b/s	9,600bit/s の符号伝送が可能なもの
	区分	品目	内 容													
	アナログ 伝送サービス	3.4kHz (自由利用)	通常0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なもの													
	デジタル 伝送サービス	1,200b/s	1,200bit/s の符号伝送が可能なもの													
		2,400b/s	2,400bit/s の符号伝送が可能なもの													
4,800b/s		4,800bit/s の符号伝送が可能なもの														
9,600b/s		9,600bit/s の符号伝送が可能なもの														
備考																
1 デジタル伝送サービスに係る専用サービスは、各品目及び内容欄に掲げる用途のみに利用できるものとしします。																
2 アナログ伝送サービスに係る専用サービスを符号伝送に利用する場合当社は、その符号伝送速度に関して保証するものではありませんが、特に3.4kHz の専用サービスについて4,800bit/s を超える符号伝送に利用する場合（いずれの場合も標準的な変復調装置を用いた場合とします。）は、十分な品質が得られないことがありますので、あらかじめ了承のうえ利用していただきます。																
3 一般専用サービスについてはその専用回線の終端の設置場所に当社の回線終端装置（Vシリーズインタフェース用のもの）を設置します。																
(2) 回線距離の測定	<p>回線距離は、次のとおり測定します。</p> <p>その専用回線双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。</p> <p>直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算定します。（その回線距離測定局が同一の場合は、0キロメートルとします。）</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。 ・ 2 回線距離測定局は、別記のとおり定めます。 															
(3) 回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用	<p>収容区域の設定変更、専用取扱局の指定の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在場所の変更または専用回線の移転等により、その専用回線の終端に係る回線距離測定局の変更があったときは、料金を再算定します。 															
(4) 専用回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	<p>ア その専用回線の終端が収容されている専用取扱局の加入区域を越える地点から引込柱までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定変更、専用回線を収容する専用取扱局の変更または専用回線の移転等により、区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>															
(5) 回線終端装置に係る料金の適用	回線終端装置に係る加算額を適用します。															

2 料金額

(1) 回線専用料

ア 3.4kHz のもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込価格)
回線距離	0km のもの	7,000 円 (7,700 円)
	5km までのもの	8,000 円 (8,800 円)
	10km 〃	9,000 円 (9,900 円)
	20km 〃	21,000 円 (23,100 円)
	30km 〃	42,000 円 (46,200 円)

イ 1,200b/sのもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込価格)
回線距離	0kmのもの	6,000円 (6,600円)
	5kmまでのもの	6,500円 (7,150円)
	10km "	8,000円 (8,800円)
	20km "	18,000円 (19,800円)
	30km "	36,000円 (39,600円)

ウ 2,400b/sのもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込価格)
回線距離	0kmのもの	6,500円 (7,150円)
	5kmまでのもの	7,000円 (7,700円)
	10km "	8,500円 (9,350円)
	20km "	20,000円 (22,000円)
	30km "	39,000円 (42,900円)

エ 4,800b/sのもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込価格)
回線距離	0kmのもの	7,000円 (7,700円)
	5kmまでのもの	8,000円 (8,800円)
	10km "	9,000円 (9,900円)
	20km "	21,000円 (23,100円)
	30km "	42,000円 (46,200円)

オ 9,600b/sのもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込価格)
回線距離	0kmのもの	8,000円 (8,800円)
	5kmまでのもの	8,500円 (9,350円)
	10km "	10,000円 (11,000円)
	20km "	23,000円 (25,300円)
	30km "	45,000円 (49,500円)

(2) 加算額

月額

料金種別	単位	区分	料金額 (税込価格)
ア 区域外線路専用料	専用回線の終端につき区域外線路100メートルまでごとに		700円 (770円)
イ 回線終端装置専用料	1台ごとに	3.4kHz用のもの	4,000円 (4,400円)
		1,200b/s "	4,000円 (4,400円)
		2,400b/s "	
		4,800b/s "	
		9,600b/s "	

第2 イーサネット専用サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s のもの</td> <td>10Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s のもの</td> <td>100Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s のもの</td> <td>1000Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 イーサネット専用サービスについてはその専用回線の終端の設置場所に当社の回線終端装置を設置します。</p>	品 目	内 容	10Mb/s のもの	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	100Mb/s のもの	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1Gb/s のもの	1000Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容							
	10Mb/s のもの	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの							
	100Mb/s のもの	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの							
	1Gb/s のもの	1000Mbit/s の符号伝送が可能なもの							
(2) 回線距離の測定	<p>回線距離は、次のとおり測定します。</p> <p>その専用回線双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。</p> <p>直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算定します。</p> <p>(その回線距離測定局が同一の場合は、0キロメートルとします。)</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。 ・ 2 回線距離測定局は、別記のとおり定めます。 								
(3) 回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用	<p>収容区域の設定変更、専用取扱局の指定の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在場所の変更または専用回線の移転等により、その専用回線の終端に係る回線距離測定局の変更があったときは、料金を再算定します。 								
(4) 専用回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	<p>ア その専用回線の終端が収容されている専用取扱局の加入区域を越える地点から引込柱までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定変更、専用回線を収容する専用取扱局の変更または専用回線の移転等により、区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>								
(5) 回線終端装置に係る料金の適用	回線終端装置に係る加算額を適用します。								

2 料金額

(1) 回線専用料

ア 10Mb/s のもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込価格)
回線距離	0km のもの	81,000 円 (89,100 円)
	15km までのもの	105,000 円 (115,500 円)
	30km //	115,000 円 (126,500 円)

イ 100Mb/s のもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込価格)
回線距離	0km のもの	103,000 円 (113,300 円)
	15km までのもの	150,000 円 (165,000 円)
	30km //	173,000 円 (190,300 円)

ウ 1Gb/sのもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額 (税込価格)
回線距離	0kmのもの	219,000円 (240,900円)
	15kmまでのもの	331,000円 (364,100円)
	30km "	497,000円 (546,700円)

(2) 加算額

月額

料金種別	単位	区分	料金額 (税込価格)
ア 区域外線路専用料		専用回線の一端につき区域外線路100メートルまでごとに	900円 (990円)
イ 回線終端装置専用料	1台ごとに	10Mb/s用のもの	2,000円 (2,200円)
		100Mb/s "	
		1Gb/s "	5,000円 (5,500円)

第3 光ファイバ専用サービスに関する料金

1 適用

区分	内容						
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1心式</td> <td>1心を1の光ファイバ専用回線とするもの</td> </tr> <tr> <td>2心式</td> <td>2心を1の光ファイバ専用回線とするもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	1心式	1心を1の光ファイバ専用回線とするもの	2心式	2心を1の光ファイバ専用回線とするもの
品目	内容						
1心式	1心を1の光ファイバ専用回線とするもの						
2心式	2心を1の光ファイバ専用回線とするもの						
(2) 回線距離の算出	光ファイバ専用回線の双方の終端間の光ファイバケーブルの長さにより算出します。この場合、100メートル未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。						
(3) 回線距離の変更があった場合の料金の適用	光ファイバ専用回線の移転工事があったときは、料金を再算定します。						
(4) 復旧等に伴い光ファイバ専用回線の経路を変更した場合の料金	当社の設置した電気通信設備を修理または復旧する際に、一時的にその経路を変更した場合の基本回線専用料は、その光ファイバ専用回線を変更前の経路において修理または復旧したものとみなして適用します。						
(5) 配線設備に係る料金の適用	<p>光ファイバ専用回線において、当社が配線設備を提供した場合には、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します。</p> <p>ア 光ファイバ専用回線の終端から1のジャックまたはローゼット（ジャックまたはローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備とします。以下、この欄において同じとします。）までの配線。</p> <p>イ 1のジャックまたはローゼットから他のジャックまたはローゼットまでの配線。</p>						

2 料金額

(1) 回線専用料

光ファイバ専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額	
		1心式	2心式
回線距離	1kmまでのもの	100,000円 (110,000円)	160,000円 (176,000円)
	1kmを超えるもの	100,000円 (110,000円) に1kmを超える100mまでごとに10,000円 (11,000円) を加えた額	160,000円 (176,000円) に1kmを超える100mまでごとに16,000円 (17,600円) を加えた額

(2) 加算額

月額

料金種別	単位	料金額
配線設備専用料	1の配線ごとに	2,000円 (2,200円)

第4 検針サービスに関する料金

1 適用

料金の適用		
(1) 回線終端装置に係る料金の適用	回線終端装置は次のとおり分類し、その回線終端装置に係る加算額を適用します。	
	回線終端装置	専用回線の一端のうち契約者側に設置する回線終端装置
	端末送信装置	専用回線の一端のうち検針対象者側に設置する回線終端装置

2 料金額

(1) 回線専用料

料金種別	月額	
	基本料金	1の検針対象者につき
基本料金	6,000円 (6,600円)	
1の検針対象者につき	20円 (22円)	

1 「基本料金」とは、1の検針サービスシステムにおいて支払っていただく料金をいいます。

(2) 加算額

料金種別	単位	区分	月額	
			基本料金	1の検針対象者につき
ア 回線終端装置専用料	1台ごとに	回線終端装置	9,500円 (10,450円)	
	1端子ごとに	端末送信装置	140円 (154円)	

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用		
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる専用回線において1の工事ごとに適用します。	
(2) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。	
(3) 工事費の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。	
	工事の区分	適用
	ア 専用回線の設置に係る工事	専用回線設置及び移転の場合に適用します。
	イ 専用回線の変更に係る工事	専用回線について品目の変更、一時中断の再利用及び回線相互接続の場合に適用します。
ウ 専用回線の利用の一時中断に係る工事	専用回線の一時中断を行う場合に適用します。	

2 工事費の額

工事の種類	1の工事ごとに		
	工事費の額 (税込価格)		
	光ファイバケーブル 以外の場合	光ファイバケーブルの場合	
専用回線の設置 (回線終端装置を設置するもの及び端末送信装置の端子の新規利用によるものに限り、) 及び移転に係る工事	18,000円 (19,800円)	30,000円 (33,000円)	
専用回線の変更に係る工事	回線終端装置の取付け工事を伴う場合	回線終端装置の取替のみの場合	10,000円 (11,000円)
		上記以外の場合	18,000円 (19,800円)
	上記以外の場合		9,000円 (9,900円)
専用回線の利用の一時中断に係る工事	6,500円 (7,150円)	6,500円 (7,150円)	

1 検針サービスについては、検針対象者側の工事についてののみ、一端子ごとの金額とします。

2 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の専用回線の終端が区域外となる場合であって移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 専用申込者が現に利用している当社の専用サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに専用契約を締結して、その場所で専用サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受ける専用サービスに係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除する専用サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table> <p>イ 専用サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table>	新たに提供を受ける専用サービスに係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する専用サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）
新たに提供を受ける専用サービスに係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する専用サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）							
変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）							
(3) 個人から法人への変更等の場合の線路設置費の適用	<p>専用契約者の数の変更または専用契約者について次の変更があったことに伴い、その専用契約を一旦解除し、新たに専用申込をして、その承諾を受けた場合において、同一の場所でその専用回線を新たに工事を要することなく、引き続き利用することができるとき（その専用契約者の業務の同一性及び継続性が認められる場合に限り。）は、第40条（線路設置費の支払義務）の規定にかかわらず、線路設置費の支払を要しません。</p> <p>ア 個人から法人への変更</p> <p>イ 専用契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更</p> <p>ウ 専用契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更</p> <p>エ 専用契約者である法人格を有しない社団または財団の代表者の変更</p> <p>オ その他アからエまでに類する変更</p>										

2 線路設置費の額

専用回線の設置若しくは専用回線の移転に関する工事

引込線1回線につき区域外線路100メートルまでごとに

区 分	線路設置費の額（税込価格）
一般専用サービス	55,000円 (60,500円)
イーサネット専用サービス	75,000円 (82,500円)
光ファイバ専用サービス	75,000円 (82,500円)
検針サービス	55,000円 (60,500円)

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
(1) 設備費の適用	設備費は、特別な電気通信設備の部分について適用します。

2 設備費の額

専用回線の設置、専用サービスの品目の変更若しくは移転に関する工事

区 分	設備費の額
一般専用サービス	実 費
イーサネット専用サービス	実 費
光ファイバ専用サービス	実 費
検針サービス	実 費

別記

(専用サービスの業務区域)

当社は、下記の区域において専用サービスを提供します。

県名	市町村名
長野県	岡谷市
	諏訪市
	茅野市
	諏訪郡原村
	諏訪郡下諏訪町
	諏訪郡富士見町
	上伊那郡辰野町
	上伊那郡箕輪町 中箕輪沢区
	塩尻市 北小野
北佐久郡立科町 芦田八ヶ野	
山梨県	北杜市白州町 大武川

(回線測定距離)

回線距離測定局は次のとおりとします。

専用取扱局	収容区域
岡谷局	岡谷市
諏訪局	諏訪市
茅野局	茅野市（北山地区を除く）
北山局	茅野市 北山地区 北佐久郡立科町 芦田八ヶ野
下諏訪局	諏訪郡下諏訪町
原局	諏訪郡原村
富士見局	諏訪郡富士見町 北杜市白州町 大武川
辰野局	上伊那郡辰野町 上伊那郡箕輪町 中箕輪沢区 塩尻市 北小野

(専用契約者の地位の承継)

相続または法人の合併により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後依存する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに専用サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 前項の場合に、相続人が2人以上であるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者として定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうち1人を代表者として取り扱います。

(専用契約者の氏名等の変更)

専用契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに専用サービス取扱所に届け出ていただきます。

(専用契約者からの専用回線の設置場所の提供等)

- 専用回線の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が専用回線を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。
- 当社は、専用回線の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、専用契約者から管路等の特別な設備を使用して専用回線を設置することを求められたときは、専用契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

(専用契約者からの電気の提供)

当社が専用契約に基づいて設置する回線終端装置等に必要な電気は、専用契約者から提供していただきます。

(自営端末設備の接続)

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

- (1) 当社は、専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を専用回線から取りはずしていただきます。

(自営電気通信設備の接続)

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれの付属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときはそのことを当社に通知していただきます。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

専用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

(当社の維持責任)

当社は、専用回線を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

(新聞社等の基準)

1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的とてあまねく発売されていること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

(技術参考資料の項目)

(1) 一般専用サービス

1	一般専用サービスに係る専用回線の概要
2	一般専用サービスに係る専用回線の基本的な伝送特性
(1)	伝送損失
(2)	減衰ひずみ
(3)	雑音
(4)	符号誤り率
3	専用サービス取扱所相互間の専用回線以外の専用回線の特性
(1)	減衰定数
(2)	位相定数
(3)	インピーダンス

(2) イーサネット専用サービス

自営端末設備または自営電気通信設備に係る接続条件	
(1)	物理的条件
(2)	電気的条件
(3)	論理的条件

・品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

(実費の算定方法)

この約款における別に算定する実費は次のとおりとします。

項目	区分	価格等	算定方法
物品費	——	購入価格	
取付費	ア 労務費	1時間当り人件費単価×延労働時間	左記のア、イの合計金額
	イ 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの	
間接費	——	当該工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費 (ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等)	

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成8年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施前の支払いまたは支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
この約款実施前こそこの事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取扱については、なお従前のおとりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成11年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している高速デジタル伝送サービスの64kb/s（Yインタフェースのものを除きます。）または、128kb/sの専用回線については、この改正規定の実施の日に、通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 高速デジタル伝送サービスの64kb/sまたは128kb/sの品目の専用回線について通常クラスからエコノミークラスへのサービスクラス変更があった場合の最低利用期間に係る基本額の適用に関する取り扱いについては、この改正規定実施の日から平成11年9月30日までの間、第62条（最低利用期間）第4項及び第5項の規定は適用しません。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成16年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成18年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成24年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成28年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、令和元年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、令和4年9月1日から実施します。